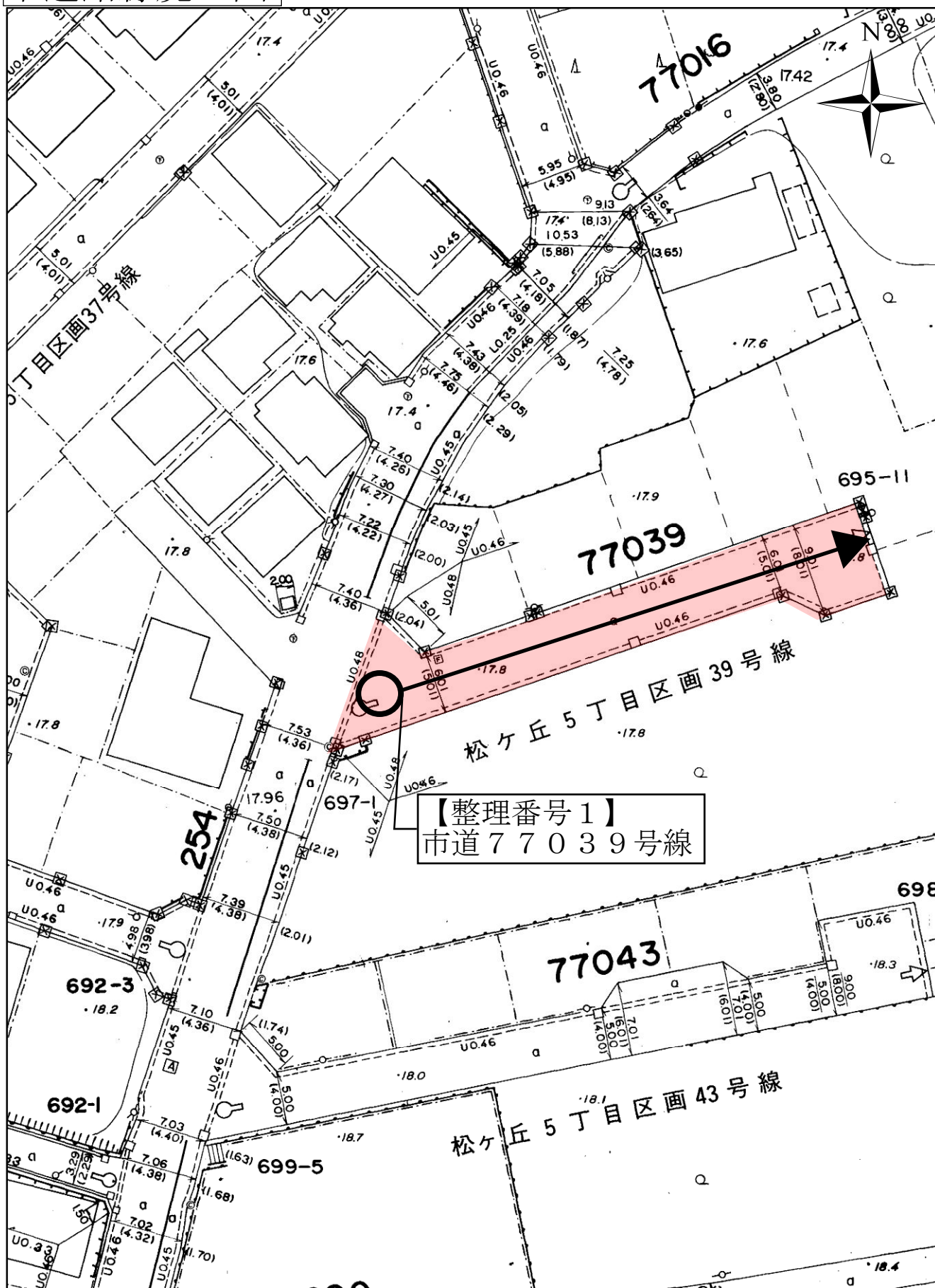


市道路線廃止図



【整理番号1】
市道77039号線

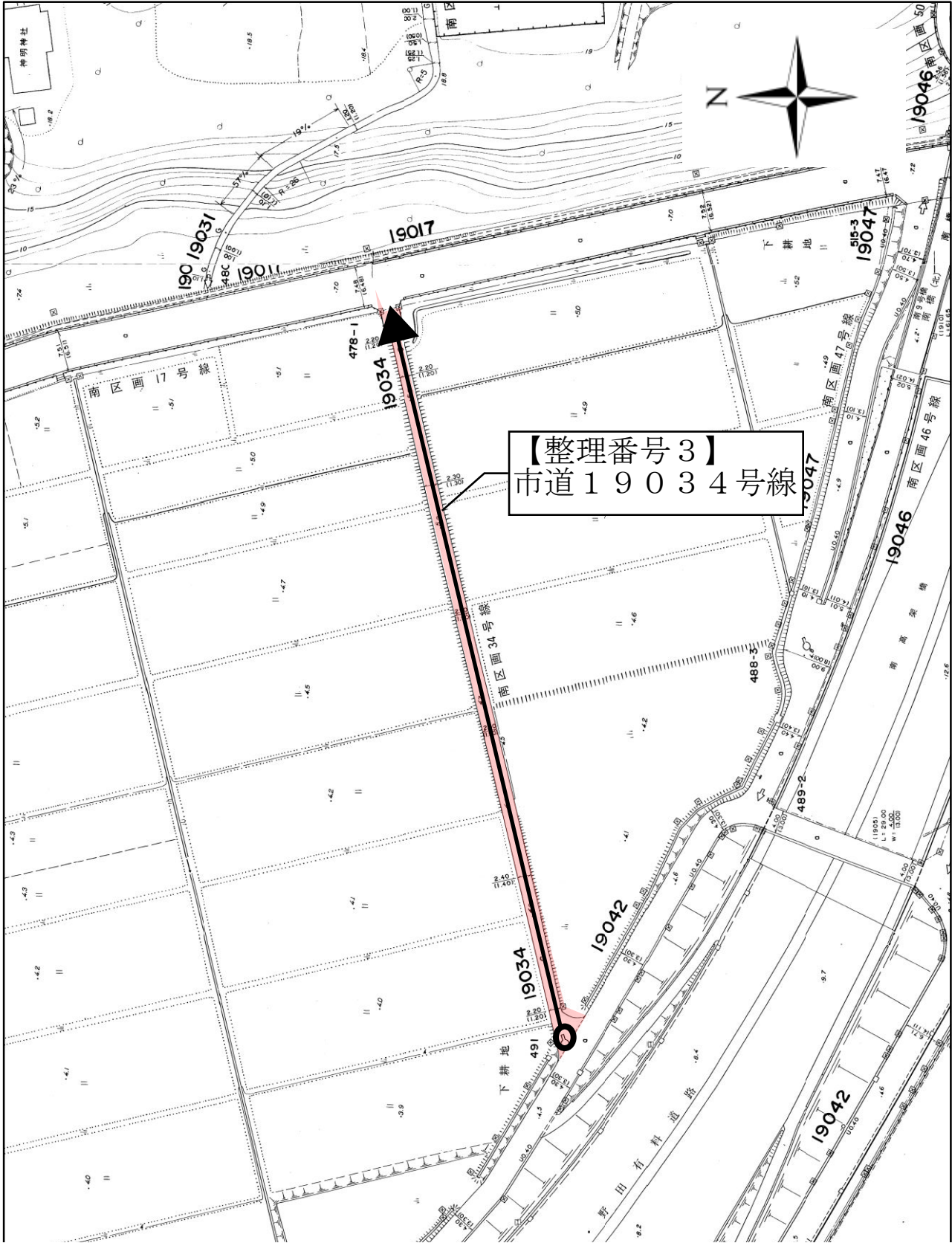
整理 番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
1	77039	松ヶ丘5丁目区画39号線	51.02	—	51.02	6.01~9.01

市道路線廃止図



整理番号	路線番号	路線名	参考事項（図上測定）			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
2	19009	南区画9号線	254.01	—	254.01	2.50～4.00

市道路線廃止図



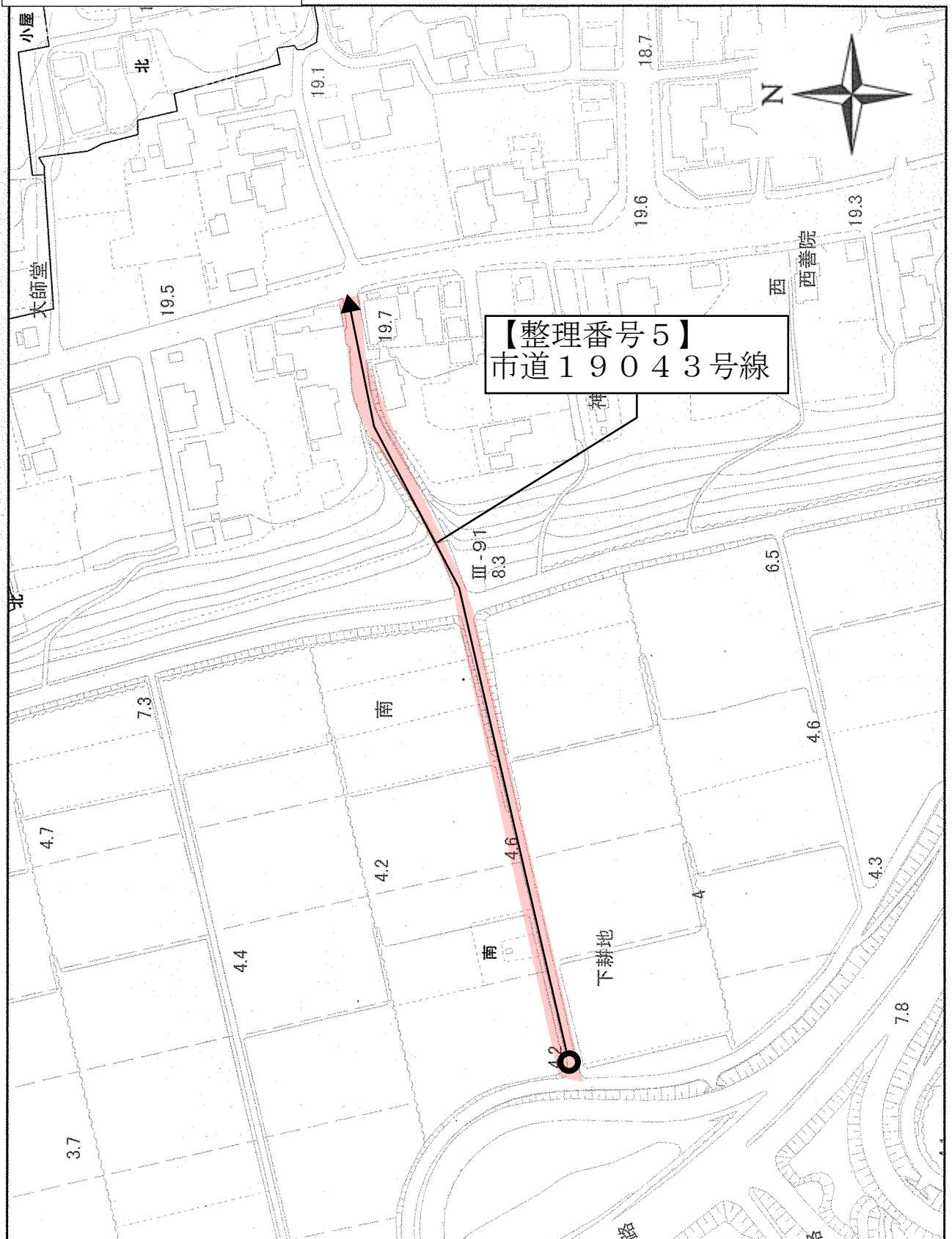
整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
3	19034	南区画34号線	134.63	—	134.63	2.20～3.65

市道路線廃止図



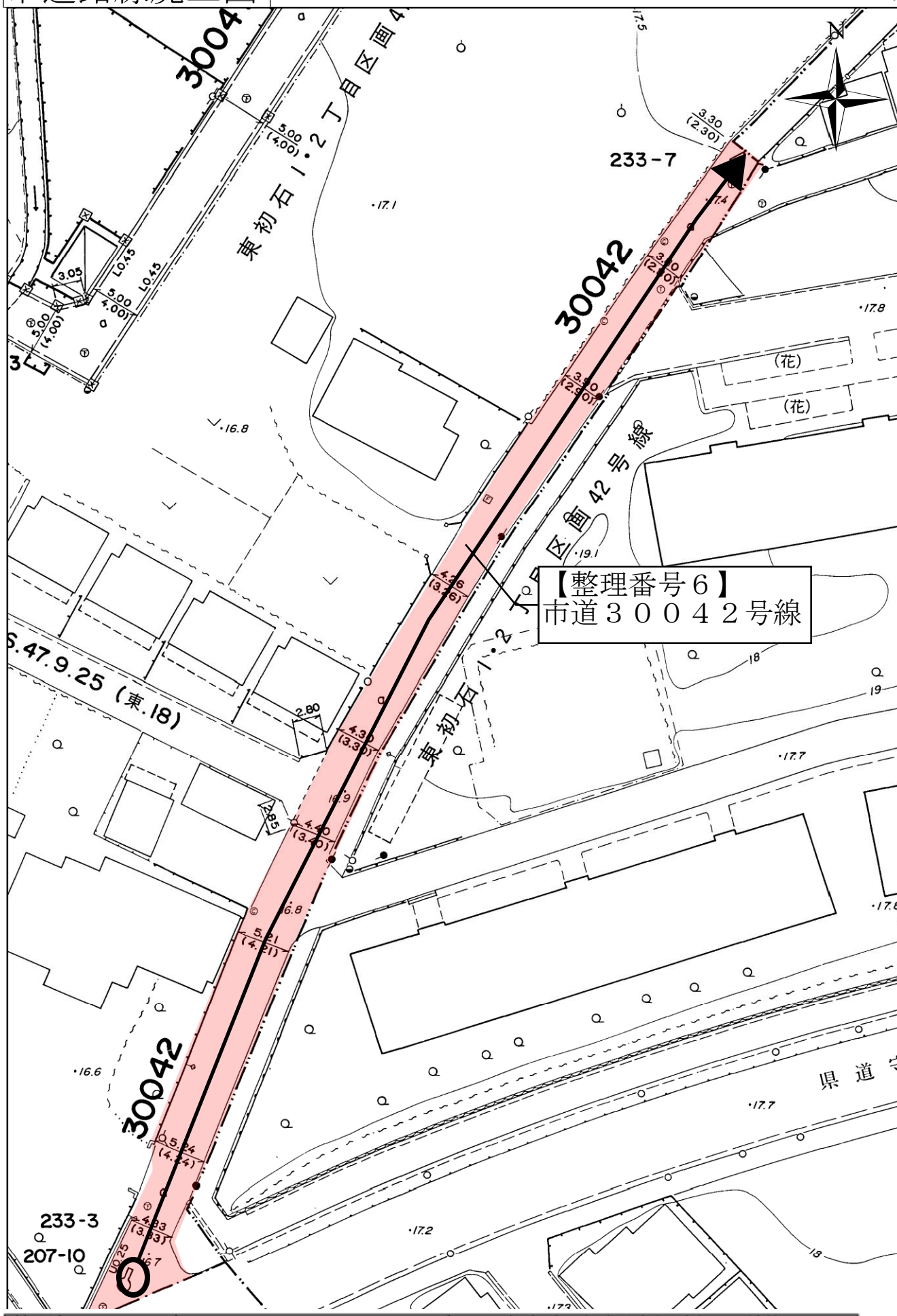
整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
4	19041	南区画41号線	238.69	—	238.69	2.10~2.40

市道廃止路線図



整理 番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
5	19043	南区画43号線	294.53	—	294.53	3.20~9.85

市道路線廃止図



整理番号	路線番号	路線名	参考事項 (図上測定)			単位m
			総延長	重用延長	実延長	幅員
6	30042	東初石1・2丁目区画42号線	126.51	—	126.51	3.30~5.24

報告第 3 号

継続費繰越計算書について

平成26年度流山市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成27年6月18日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成 2 6 年度流山市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額の総額	平成 2 6 年度 継続 費 予 算 現 額			支出済額及び支出見込額	残 額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
2 総務費	1 総務管理費	流山おおたかの森駅前市有地活用事業	円 12,000,000	円 3,600,000	円	円 3,600,000	円 3,589,920	円 10,080	円 10,080	円 10,080	円	円	円
8 土木費	4 都市計画費	市民総合体育館建替事業	5,171,062,000	2,137,448,000	830,430,000	2,967,878,000	977,039,400	1,990,838,600	1,990,838,600	164,138,600	国庫支出金 595,000,000	市債 1,231,700,000	
合 計			5,183,062,000	2,141,048,000	830,430,000	2,971,478,000	980,629,320	1,990,848,680	1,990,848,680	164,148,680	595,000,000	1,231,700,000	

報告第 4 号

繰越明許費繰越計算書について

平成26年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成27年6月18日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成26年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌 繰 年 越 度 額	左の財源内訳			
					既 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源		一 般 財 源
						国 庫 支 出 金	そ の 他	
2 総務費	1 総務管理費	基本計画・実施計画進行管理事業（地方創生先行型事業）	1,000,000	1,000,000		国庫支出金 1,000,000		
		市のイメージ向上と企業・住民誘致の推進事業（地方創生先行型事業）	22,651,000	22,651,000		国庫支出金 20,000,000		2,651,000
		まちづくり達成度調査事業（地方創生先行型事業）	1,202,000	1,202,000		国庫支出金 1,000,000		202,000
3 民生費	1 社会福祉費	地域支え合い活動推進事業（地方創生先行型事業）	13,881,000	13,881,000		国庫支出金 10,000,000		3,881,000
		高齢者ふれあいの家支援事業（地方創生先行型事業）	3,315,000	3,315,000		国庫支出金 3,000,000		315,000
4 衛生費	2 清掃費	クリーンセンター放射能対策事業	165,503,000	165,503,000		国庫支出金 165,503,000		
6 農林水産業費	1 農業費	千葉県経営体育成支援事業	35,650,000	35,649,909		県支出金 27,200,246		8,449,663
7 商工費	1 商工費	創業支援事業（地方創生先行型事業）	527,000	527,000		国庫支出金 500,000		27,000
		プレミアム付商品券発行支援事業（地域消費喚起・生活支援型事業）	232,886,000	232,886,000		国庫支出金 144,070,000 県支出金 88,816,000		
		観光ガイド小冊子製作事業（地方創生先行型事業）	985,000	985,000		国庫支出金 700,000		285,000
		利根運河記念イベント事業（地方創生先行型事業）	2,000,000	2,000,000		国庫支出金 1,800,000		200,000

8 土木費	2 道路橋 りょう 費	道路維持補修事業	11, 542, 000	11, 542, 000				11, 542, 000
		名都借跨線橋道路拡幅改良事業	222, 811, 000	184, 951, 240		国庫支出金 98, 993, 000	市債 72, 300, 000	13, 658, 240
		東小学校前通学路道路拡幅整備事業	8, 615, 000	1, 379, 000		国庫支出金 715, 000	市債 500, 000	164, 000
	4 都市計 画費	高度地区見直し事業	5, 724, 000	5, 724, 000				5, 724, 000
		既成市街地用途地域見直し事業	3, 780, 000	3, 780, 000				3, 780, 000
		景観形成推進事業	2, 117, 000	2, 117, 000				2, 117, 000
		運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理単独費負担事業	14, 148, 000	8, 088, 083			市債 5, 600, 000	2, 488, 083
		木地区一体型特定土地区画整理単独費負担事業	81, 164, 000	17, 768, 007			市債 13, 300, 000	4, 468, 007
		都市計画道路 3 ・ 5 ・ 1 6 号三輪野山西 平井線道路改良事業	111, 025, 000	111, 024, 600		国庫支出金 57, 359, 000	市債 42, 200, 000	11, 465, 600
	合 計		940, 526, 000	825, 973, 839		620, 656, 246 国庫支出金 504, 640, 000 県支出金 116, 016, 246	133, 900, 000	71, 417, 593

報告第 5 号

継続費繰越計算書について

平成26年度流山市土地区画整理事業特別会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成27年6月18日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成26年度流山市土地区画整理事業特別会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額の総額	平成26年度継続費予算現額			支出額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
2	土地区画整理事業費	2 鰯ヶ崎・思井地区土地区画整理事業費	766,452,000	353,955,000		353,955,000	350,000,000	3,955,000	3,955,000	円 一般会計繰入金 3,955,000	円	円	円
合 計			766,452,000	353,955,000		353,955,000	350,000,000	3,955,000	3,955,000	3,955,000			

報告第 6 号

繰越明許費繰越計算書について

平成 26 年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成 27 年 6 月 18 日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成２６年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌 繰 年 越 度 額	左の財源内訳			
					既 特 定 財 源 収入	未収入特定財源		一 般 財 源
						国 庫 支 出 金	そ の 他	
2 土地区画整理事業費	1 西平井・鰯ヶ崎地区土地区画整理事業費	土地区画整理事業 (道路詳細設計修正等業務委託)	円 13,824,000	円 11,739,600	円 一般会計繰入金 11,739,600	円	円	円
		土地区画整理事業 (盛土等造成工事及び道路築造工事等)	190,092,000	187,921,000	一般会計繰入金 54,821,000	国庫支出金 133,100,000		
		土地区画整理事業 (施行者負担金)	48,572,000	48,572,000	一般会計繰入金 48,572,000			
		土地区画整理事業 (家屋等移転補償)	70,000,000	70,000,000	一般会計繰入金 49,100,000	国庫支出金 20,900,000		
	2 鰯ヶ崎・思井地区土地区画整理事業費	土地区画整理事業 (道路擁壁詳細設計等業務委託)	33,117,000	33,116,800	一般会計繰入金 33,116,800			
		土地区画整理事業 (盛土等造成工事及び道路築造工事等)	151,002,000	150,552,000	一般会計繰入金 93,552,000	国庫支出金 57,000,000		
		土地区画整理事業 (施行者負担金)	56,893,000	56,803,000	一般会計繰入金 56,803,000			
		土地区画整理事業 (損失補償及び家屋等移転補償)	47,000,000	47,000,000	一般会計繰入金 29,000,000	国庫支出金 18,000,000		
合 計			610,500,000	605,704,400	376,704,400	229,000,000		

報告第 7 号

事故繰越し繰越計算書について

平成26年度流山市土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成27年6月18日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成 2 6 年度流山市土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				支 出 済 額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源		一 般 財 源	
									国 支 出	県 金		
2 土地区 画整理 事業費	1 西平井・ 鰯ヶ崎地区土地区 画整理事業費	土地区画整理事業 (道路築造工事)	円 8,856,000	円 	円 8,856,000	円 	円 8,856,000	円 一般会計繰入金 8,856,000	円 	円 	円 	道路工事沿線に在住の地権者が、 騒音、振動により体調を崩し、その 回復を待って施工することから、事 故繰越しするもの
	2 鰯ヶ崎・ 思井地区土地区画 整理事業費	土地区画整理事業 (盛土造成工事及 び道路築造工事)	円 69,576,000	円 	円 69,576,000	円 	円 69,576,000	円 一般会計繰入金 57,076,000	円 国庫支出金 12,500,000	円 	円 	<盛土造成工事> 工事着工後に地権者から造成形状 の変更要望が出され協議に時間を要 したこと。 文化財事前調査により石棺らしき 物が確認され本調査に時間を要した こと。 物件移転補償金額に関し、地権者 との協議に時間を要したこと。 <道路築造工事> 造成工事前に不法投棄された産業 廃棄物が発見され、処分等の取扱い に時間を要したこと。 これら理由により、事故繰越しす るもの
		土地区画整理事業 (家屋等移転補 償)	円 5,513,900	円 3,859,600	円 1,654,300	円 	円 1,654,300	円 一般会計繰入金 1,654,300	円 	円 	円 	3月末を完了期限とする移転補償 契約を締結し、移転先も決定してい たが、移転先の現居住者の賃貸者契 約が急きょ4月中旬まで延長された こと等により、事故繰越しするもの
合 計			円 83,945,900	円 3,859,600	円 80,086,300	円 	円 80,086,300	円 67,586,300	円 12,500,000	円 	円 	

報告第 8 号

継続費繰越計算書について

平成26年度流山市公共下水道特別会計継続費繰越計算書について、
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定
により、別紙のとおり報告する。

平成27年6月18日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成 2 6 年度流山市公共下水道特別会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成26年度継続費予算現額			支出額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
2 公共下水道事業費	1 公共下水道事業費	向小金雨水幹線整備事業	円 269,500,000	円 234,500,000	円	円 234,500,000	円 32,890,000	円 201,610,000	円 201,610,000	円 一般会計繰入金 34,010,000	円 国庫支出金 83,800,000	円 市債 83,800,000	円
合 計			269,500,000	234,500,000		234,500,000	32,890,000	201,610,000	201,610,000	34,010,000	83,800,000	83,800,000	

報告第 9 号

繰越明許費繰越計算書について

平成26年度流山市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成27年6月18日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成 2 6 年度流山市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国庫支出金	その他	
2 公共下水道事業費	1 公共下水道事業費	江戸川左岸流域関連公共下水道整備事業	円 63,262,000	円 63,262,000	円 一般会計繰入金 1,562,000	円 国庫支出金 30,850,000	円 市債 30,850,000	円
		手賀沼流域関連公共下水道整備事業	45,221,000	45,212,000	一般会計繰入金 13,712,000	国庫支出金 15,750,000	市債 15,750,000	
		地区内汚水整備事業	89,100,000	80,358,280		国庫支出金 31,800,000	施行者負担金 48,558,280	
		西平井・鰯ヶ崎地区汚水整備事業	52,290,000	50,294,000		国庫支出金 11,000,000	市債 11,000,000 施行者負担金 28,294,000	
		地区内雨水整備事業	20,000,000	20,000,000		国庫支出金 10,000,000	施行者負担金 10,000,000	
		向小金雨水幹線整備事業	47,625,000	28,225,220	一般会計繰入金 28,225,220			
合 計			317,498,000	287,351,500	43,499,220	99,400,000	144,452,280 市債 57,600,000 施行者負担金 86,852,280	

報告第 10 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成26年度流山市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について上下水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

平成27年6月18日報告

流山市長 井崎 義治

平成26年度流山市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						当年度損益勘定留保資金	企業債	工事負担金			
1 資本的支出	3 つくばエクスプレス沿線整備事業費	新市街地地区配水管拡張工事 (H26－3工区)	円 48,243,600	円	円 48,243,600	円	円	円 48,243,600	円	円	区画整理事業施行者である都市再生機構発注の造成工事及び汚水、雨水等の下水道管布設工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		新市街地地区配水管拡張工事 (H26－4工区)	59,475,600		59,475,600			59,475,600			区画整理事業施行者である都市再生機構発注の造成工事が地権者交渉により遅延したことから、本工事の着手にも遅れが生じたので、年度内完了が困難となったため
		西平井・鰯ヶ崎地区配水管拡張工事 (H26－1工区)	32,054,400		32,054,400			32,054,400			汚水管布設工事が遅延したため、配水管拡張工事の着手時期が大幅に遅れたことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		鰯ヶ崎・思井地区配水管拡張工事 (H26－1工区)その1	18,900,000		18,900,000			18,900,000			区画整理事業施行者である流山市発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
合 計			158,673,600		158,673,600			158,673,600			

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年6月18日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 27 年 3 月 19 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 財政部資産税課の職員が土地の分合筆に関する事務に係る現地調査を終えて帰庁し、公用車用駐車場において公用車（市が賃借している自動車）を方向転換させるため後進したところ、当該駐車場の柱に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 27 年 1 月 27 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台 2 丁目 1 番 3 地先
流山市役所公用車駐車場内 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 東京都港区芝浦一丁目 2 番 1 号
日本カーソリューションズ株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 27 年 3 月 19 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 66,204 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 27 年 3 月 23 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部介護支援課の職員が訪問看護業務のため公用車（市が賃借している自動車）を運転し、訪問先の駐車場に駐車するため切り返しを行ったところ、ブロック塀に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 26 年 9 月 24 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市美原 1 丁目 162 番 3 地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 東京都港区芝浦一丁目 2 番 1 号
日本カーソリューションズ株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 27 年 3 月 23 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 27,000 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２７年３月２３日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部介護支援課の職員が訪問看護業務のため公用車（市が賃借している自動車）を運転し、訪問先付近で方向転換しようとしたところ、ブロックに接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成２６年１０月１０日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市加六丁目１３４４番地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 東京都港区芝浦一丁目２番１号
日本カーソリューションズ株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成２７年３月２３日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ３０，２４０円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２７年４月２日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部介護支援課の職員が訪問看護業務のため公用車（市が賃借している自動車）を運転し、訪問先付近の路地を左折したところ、標識柱に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成２７年１月５日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市流山８丁目１１８７番地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 東京都港区芝浦一丁目２番１号
日本カーソリューションズ株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成２７年４月２日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ９５，０４０円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 27 年 4 月 16 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部健康増進課の職員が公用車（市が賃借している自動車）を駐車するため、流山市役所第 1 庁舎南側通路に進入したところ、すでに駐車されていた市所有の車両に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 26 年 10 月 30 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台 1 丁目 1 番 1 地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 東京都港区芝浦一丁目 2 番 1 号
日本カーソリューションズ株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 27 年 4 月 16 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 90,796 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 27 年 5 月 7 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部健康増進課の職員がヘルスアップ教室の会場下見の用務で西深井福祉会館へ向かうため公用車（市が賃借している自動車）を運転中、丁字路を左折する際、左壁角に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 26 年 11 月 21 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市大字西深井 295 番 1 地先 |
| 4 | 相 手 方 | 所有者 千葉市稲毛区長沼原町 731 番地 17 号
大和リース株式会社 千葉支店 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 27 年 5 月 7 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 86,400 円 |

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年6月18日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する土地の樹木の倒木による物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２６年１２月１１日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する土地で駐車場用地として賃貸している土地に存する樹木が腐食により倒れ、当該駐車場内に駐車中の相手方車両を損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成２６年１０月６日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市流山９丁目５００番３１地先 |
| 4 | 相 手 方 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成２６年１２月１１日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ３０１，２７７円 |

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年6月18日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 土地区画整理事業地内の樹木の倒木による物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２７年２月１０日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 市が施行する土地区画整理事業地内の市が管理する敷地内にある樹木が強風で倒れ、隣接する敷地にある相手方所有のプレハブ事務所を損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成２７年１月９日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市大字鰯ヶ崎〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 4 | 相 手 方 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成２７年２月１０日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ４３０，０００円 |

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年6月18日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公共汚水ますの管理瑕疵による物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 27 年 2 月 19 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | ギャラリー灯環の駐車場に相手方車両が進入する際、市が同駐車場に設置し、管理している公共污水ます上を通過したところ、当該公共污水ますの蓋が傾き、当該車両の底部と接触したことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 26 年 11 月 12 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市流山 1 丁目 156 番地先 |
| 4 | 相 手 方 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 27 年 2 月 19 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 38,801 円 |

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年6月18日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 救急活動中における救急要請者の負傷に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

專 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 27 年 5 月 30 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 東消防署の救急活動中に傷病者をストレッチャーに乗せて救急車両に搬送しようとしたところ、当該傷病者がストレッチャー上で身体を反転させて転落し、頭部を負傷した人身事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 4 | 相 手 方 | 被害者 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇
代理人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 2 7 年 5 月 3 0 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額 1 2 4 , 4 8 0 円のうち、
1 1 2 , 0 3 2 円を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 1 1 2 , 0 3 2 円 |